

京都市上下水道局告示第16号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成18年8月9日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 廃止届出業者名等

京都市北区西賀茂大道口町111番地の1

有限会社船越工業

代表取締役 船越 猛

2 廃止届出年月日

平成18年7月20日

(上下水道局水道部給水課)